

鳥取県告示第376号

平成22年鳥取県告示第144号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）ニトリ米子店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村
米子市
- 2 意見の概要
 - (1) 周辺住居地域の環境面について、次の点に注意が必要である。
 - ア 住宅に近い南側の福米新田川沿い道路への駐車場利用者の入口NO. 3における走行音や不用意な騒音の発生
 - イ 屋外照明による周辺住居への光害の発生
 - ウ 空調機などの室外機、排風機、受電設備等からの騒音の発生
 - (2) 入口NO. 3について、市道に店舗からの路面排水が流れてこないように排水対策をしていただきたい。また、排水先について教えていただきたい。
 - (3) 屋外広告物法に基づく申請が必要である。
- 3 縦覧に供する期間
平成22年6月8日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市鞆町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1
米子市経済部商工課